



介護給付等サービス利用者及び給付費の推計

	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	人数(人)	給付額(円)	人数(人)	給付額(円)	人数(人)	給付額(円)
在宅サービス	881	1,153,808,920	940	1,278,974,343	988	1,424,011,898
非居住系在宅サービス	821	990,655,480	879	1,103,256,843	927	1,248,075,698
介護給付	821	990,655,480	433	839,681,308	445	961,324,399
予防給付	0	0	446	263,575,535	482	286,751,299
居住系在宅サービス	60	163,153,440	61	175,717,500	61	175,936,200
介護給付	60	163,153,440	56	152,169,840	56	152,442,000
予防給付	0	0	5	23,547,660	5	23,494,200
施設サービス	231	789,515,748	232	796,078,800	232	798,118,812
介護老人福祉施設	84	226,378,800	84	228,170,520	84	228,627,360
介護老人保健施設	90	307,158,480	90	307,488,960	90	307,488,960
介護療養型医療施設	57	255,978,468	58	260,419,320	58	262,002,492
その他費用		85,957,892		88,253,580		86,078,892
地域支援事業		26,342,220		49,681,221		69,138,920
合計		2,055,624,780		2,212,987,944		2,377,348,522

- (1) 非居住系在宅サービスとは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能居宅介護の各サービスです。
- (2) 居住系在宅サービスとは、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護のサービスです。
- (3) その他費用とは、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、審査支払手数料です。
- (4) 地域支援事業は、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を対象とした介護予防事業です。

④ 介護保険料の算出

このように平成18年度から平成20年度までの3年間に必要な介護保険給付費を見込み、介護保険料を算出します。大まかな計算方法は次のとおりです。

まず、3年間に必要な給付費のうち、国・県・町及び40歳から64歳までの方(第2号被保険者)で負担する費用を差し引き、第1号被保険者で負担しなければならない額を算出します。

次に、保険料(基準額)は、原則3年間変更を行わないために、各年度で負担する額を平均するため、3年間の65歳以上の平均人口で除することにより保険料を決定します。

⑤ おわりに

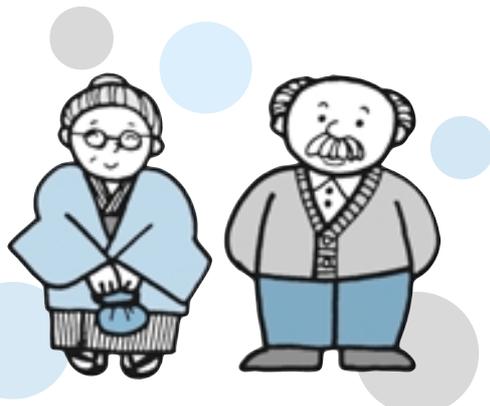
介護保険料は、松前町の高齢者が介護サービスをどのくらい利用するかによって変わります。介護保険制度では、必要なときに必要なサービスを受けるよう適切な利用をすることが大切です。

今回の介護保険制度改正の大きな柱の一つに介護予防を重視した地域支援事業と新予防給付の創設があり、今後実施するようになります。

高齢者一人ひとりが、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるように、普段から健康に気をつけ、趣味の活動やボランティア活動など

の生きがいを見つけて、元気で生活することが松前町の介護保険料の上昇を抑えることにつながります。そして何よりも高齢者の方々にとって最も幸せなことではないでしょうか。

松前町では平成19年度から「地域包括支援センター」を直営で設置し、保健、介護、福祉という3分野の専門職が連携し介護予防事業を推進していきます。また、地域の医療機関やボランティアなどと協力しながら高齢者やその家族、地域住民からの総合的な介護や福祉に関する様々な相談にも対応していきます。



問い合わせ

役場介護保険課介護保険係

☎ 9 8 5 | 4 1 1 5